

「令和2年度山形県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果

1 意見募集期間 令和2年3月11日（水）～24日（火）まで

2 御意見等の数 5件（意見提出者 1人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	第3 1 食品等事業者に対する監視指導	輸入原材料を使用している食品加工業者に対する監視活動に力を入れてほしい。 また、国内産の原材料であっても、海産物の衛生指導にも注力してほしい。	輸入原材料を使用する食品製造施設に対する受入検査の徹底を指導します。また、食品等事業者の自主衛生管理の向上を図るため、「HACCPによる衛生管理」の導入を推進し、原材料の受け入れから製品の出荷まで、全ての工程のリスク管理が行われるよう、適切に指導・助言を行います。
2	5 食中毒予防対策	若年層への毒キノコによる食中毒予防啓発を積極的にしてほしい。	本県は有毒植物や毒キノコ等植物性自然毒による食中毒の発生が多いことから、山菜やキノコ採りのシーズン前に県広報誌やホームページ、プレスリリースによる啓発を実施しています。さらに市町村広報誌による啓発依頼を行うとともに、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用して積極的な周知を行います。
3	6 適正な食品表示の確保	事業者によって、その取組みにかなりの温度差がある。食品製造業者、販売店に対して監視活動を徹底してほしい。農産物等も注視してほしい。	食品の適正表示に係る研修会の開催により、適正表示推進者を養成しているほか、食品安全モニターや食品表示ボランティアによる食品販売店での食品表示のモニタリングを実施しています。その他、農産物の直売所を含めた食品販売施設等の監視指導により、食品の適正表示の徹底を図っていきます。
4	11 営業許可制度の見直し及び届出制度の創設に係る取組み	ぜひ、重点的に実行していただきたい。	営業許可制度の大幅な改正と営業届出制度の創設により、新たに許可や届出の対象となる事業者に対して、関係課との連携により関係団体を通して連絡を行います。また、各地域において説明会を開催するとともに、様々な媒体を活用して周知を行い、円滑な導入を図っていきます。

5	計画全般	<p>重点項目の取組みをしっかりと実施し、「見える化」していただきたい。あらゆるメディアをとおして、情報を発信するとともに、専門家を交えた意見交換会も企画してほしい。</p>	<p>食の安全について、「食の安全ほっとインフォメーション」や県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、積極的な情報の提供に努めてまいります。</p> <p>また、「食の安全推進交流会」など、専門家からの講演会後に消費者の方も交えた意見交換会の場を設け、食品等事業者や消費者の皆様からの御意見を伺うこととしています。</p> <p>なお、山形県食品衛生監視指導計画の実施結果につきましては、県ホームページ (https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/seikatsu/shoku_anzen/7020071torikumi.html#9_kanshi_plan) に掲載しておりますので、御参照ください。</p>
---	------	---	---